

短期大学機関別認証評価「実施大綱」「短期大学評価基準」に対する意見募集の結果について

主な意見	見解
<p>評価システム等の見直しは必要なことであり、今回の見直しは当然のことと理解いたします。</p> <p>但し、別添資料3における「エビデンス」について、評価基準表から削除する理由、別の方法を検討中であればその旨、を示される必要があるかと存じます。</p>	<p>「エビデンスの例示」は、自己点検評価書の記述内容の根拠として提出していただく資料の例を当機構が示したのですが、毎年見直しを行い必要に応じて変更・修正する可能性があるため、「短期大学評価基準」から削除し、評価のマニュアルに記載することにしました。「短期大学評価基準」から外すことで、より迅速な変更・修正ができるようになります。</p>
<p>アドミッション・ポリシーの在り方が問われるような現実に対して、エントリー登録を禁止し、それに違反した場合には評価を大幅に減ずる等の措置により、正当な手段によるAO入試を実施している大学等を相対的に高く評価する制度運用を実施する必要があると考える。</p> <p>ディプロマ・ポリシーにおいては、単位不認定や退学の率をどのように評価するかが課題となると考えられる。</p> <p>また評価内容の内、カリキュラム・ポリシーへの評価に関しては、在学している学生からの評価等の反映も必要なのではないかと考える。</p> <p>新「実施大綱」下において「直接大学に立ち入って点検調査し、評価を行うこと」が可能であるか否かについては明確な記載が見られない。</p>	<p>評価は評価基準に基づいて行いますが、具体的な判断や指摘の内容・レベルについては、各種情勢を勘案のうえ、年度ごとの運用として評価員専用のマニュアルにおいて定めることとしています。ご指摘の入試形態や単位不認定・退学率についても同様です。</p> <p>また、実地調査において、評価員は必ず学生面談を行い、学生の意見の聴取に努めています。</p> <p>評価においては、必ず実地調査を行います。実地調査では、授業の視察や校舎等の教育環境の視察、教職員や学生等との面談を行い、短期大学の実際の姿を確認するよう努めています。</p>
<p>基準4を「教員・職員」と表記区別し、4-3【職員の】研修としてSDを評価基準にするというのは、今般改正の教員を含むSD義務化の趣旨と一致せず、誤解を生むのではないのでしょうか。</p>	<p>SDは短期大学運営に関わる職員のための研修であるため、この表記としています。混乱を防ぐために、「本基準の趣旨」において、「この基準における「職員」は、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の短期大学執行部、技術職員等も含まれます」と記しています。</p>
<p>半数以上の大学が取り組んでいるような事項に取り組んでいないまたは知らないという場合に、取り組みを促すような指摘をできるようにする必要がありますと考えます。</p> <p>大学の教育目標については、具体性や明確性などを評価の対象としていますが、その内容の適切性を問うことができるような基準とするべきと考えます。</p> <p>教員の学歴・研究業績が設置基準に適合しているかの形式的（業績数などによる）確</p>	<p>指摘方法については、今後の検討材料とさせていただきます。</p> <p>教育目標は、短期大学が独自に設定するものですので、その具体性・明確性や整合性について確認しますが、内容の適切性については評価の対象外と考えています。</p> <p>教員審査や学長の選考は短期大学の責任において行われるべきと考えています。</p> <p>短期大学独自の基準は、当機構の評価の特色の一つであり、第3期の評価基準にも取</p>

<p>認は、質的保証をテーマとする今回の改正においては重要だと考えます。</p> <p>学長の選考経過と選考された学長が適任かどうかを評価できる余地を設けておく必要があると考えます。同時に、学長の資格についてもエビデンスを求めておく必要があると考えます</p> <p>大学独自の基準は、できればやめた方がよいと考えます。</p> <p>前回の評価結果は参照し、大きな問題については、その後の対応について大学に質問するべきと考えます。また、アフターケアや経営改革支援などの補助金関係の評価も参照し、整合性をはかることも必要と考えます。</p>	<p>入れています。重要性についてより周知を図り、その在り方については今後も検討します。</p> <p>前回の評価結果、アフターケアについては、第3期の評価においては評価結果との連携を図る予定です。</p>
<p>評価の基本的な方針</p> <p>「(5)「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価」(現行)が削除になり、「(1)内部質保証を重視した評価」(平成30年度版)が追加になっていますが、「受審のてびき」等で、変更点についての説明があるとわかりやすいと思います。</p> <p>評価の実施方法等</p> <p>「基準項目」「基準」の評価に「概ね満たしている」が追加になっていますが、3つ目の「・」において「概ね満たしている」と評価された「基準」は、「満たしている『基準』」なのか「満たしていない『基準』」なのかははっきりしません。また、(ii)の「保留」のときの再評価で「満たしていない」とされた「基準」が「概ね満たしている」とされたときは、判定が「適合」なのか「不適合」なのかははっきりしません。「概ね満たしている」の取り扱いについての説明があるとわかりやすいと思います。</p> <p>評価の基本スケジュール</p> <p>「調査報告書案」がなくなり「評価報告書案」になっていますが、「受審のてびき」等で、「調査報告書案」にあった文頭に「・」のついた「参考意見」の取り扱いについて説明があるとわかりやすいと思います。</p> <p>&lt;基準3. 教育課程&gt;</p> <p>基準項目 3-3. 学習成果の点検・評価</p> <p>「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」について、「基準2」の「アドミッション・ポリシーの検証(「基準項目 2-1. 学生の受入れ」2-1-②)」と関連があるように思います。運用にあたっては、具体的な例を示した説明があるとわかりやすいと思います。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の評価マニュアル等の検討材料とさせていただきます。</p>